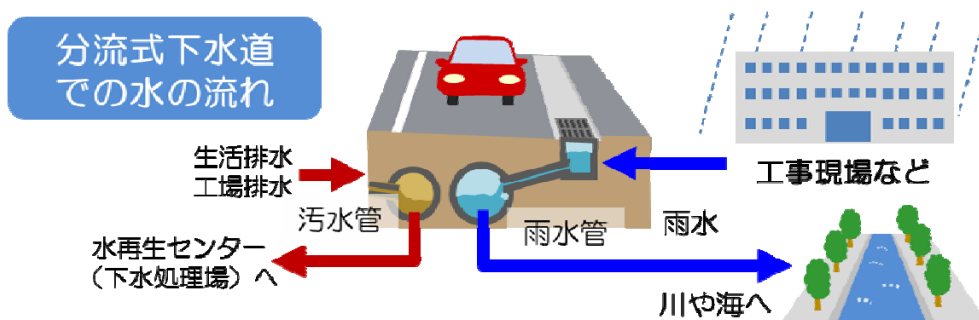


川や海を汚さないために 塗料や油の廃液等の適切な処理をお願いします

横浜市内の河川では、白濁や油浮遊などの水質汚濁事故がたびたび発生しています。その原因として、建物の改修や工事の際に塗装に用いた刷毛を外の洗い場で洗うこと、重機から漏れた油を洗い流してしまうことなどがあり、道路側溝や雨水ますへ流した排水は、直接河川へ流れ出てしまいます。



塗料や油は、河川や海を汚染し、生物や農作物に影響を与えることがあります。



河川の白濁の様子



水田の白濁の様子

塗料や油を含む廃液は流さず、適正に処理してください。

- ・ 水質汚濁事故の対策のため、原因者も含め多大な費用がかかることがあります。
- ・ 水質汚濁事故等で必要となった対策(河川の清掃や雨水管清掃など)について、河川や公共下水道管理者は原因者による清掃や費用の負担を求めることができます。(河川法第 67 条、下水道法第 18 条)
- ・ 廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条)。不法投棄を行った者は、5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 1 項第 14 号)。また、その人を雇用していた法人も、3億円以下の罰金に処せられることがあります(同法第 32 条第 1 項第 1 号)。

水質事故を起こしてしまった、発見した場合は、以下の電話番号へ連絡をお願いします。

横浜市環境創造局水・土壌環境課 : 045-671-4244

(夜間及び土日・祝祭日の場合 : 045-671-4343(横浜市役所守衛室))